平成２１年（フ）第１８２６９号
東京都板橋区板橋１丁目13―10―201、開始決定時の住所東京都墨田区錦糸４丁目13―７―４Ａ
破産者　宇野　修一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９５１号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目１－５
破産者　今井　孝彰
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９５２号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目１－５
破産者　今井　一美
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６８号
埼玉県鳩ケ谷市南４丁目23―６―504
破産者　春名　勝弥
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３８号
神奈川県相模原市南区相模大野６―23―７―701、開始決定時の住所東京都町田市原町田２丁目４－７―601
破産者　木村　和巳
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３９号
神奈川県相模原市南区相模大野６―23―７―701、開始決定時の住所東京都町田市原町田２丁目４－７―601
破産者　木村　千暁
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２６０号
東京都墨田区立川２丁目７番１号
破産者　有限会社藤木印刷工芸
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７５号
埼玉県草加市吉町５丁目７―33―201、開始決定所の住所東京都葛飾区東立石２丁目３―12―306
破産者　豊山　博子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４４号
茨城県古河市久能975番地23
破産者　有限会社パワフル企画
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４５号
茨城県古河市磯部1594―１
破産者　大塚　二郎
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４６号
埼玉県川口市領家３丁目18番15号
破産者　有限会社開斗畜産
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４７号
埼玉県川口市領家３丁目18番15号
破産者　株式会社アンク
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４８号
埼玉県川口市領家２丁目10―９
破産者　中村　俊則
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７９７号
東京都杉並区善福寺２－２－６―102、住民票上の住所東京都大田区南馬込５丁目10―24
破産者　猪川　久子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９５号
東京都調布市布田２丁目18―１―101
破産者　山田　房枝
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７３１号
東京都世田谷区玉川２―26―17―201、住民票上の住所埼玉県志木市柏町１丁目20―47―409
破産者　土方　眞弓（旧姓池田）
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５７号
東京都町田市木曽東４丁目12―イ17―508
破産者　大木　宏一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８９２号
東京都昭島市朝日町５丁目９番23号
破産者　有限会社桐原デザイン工房
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８９５号
東京都昭島市田中町１丁目35番17号102
破産者　有限会社張本工業
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８９６号
東京都昭島市田中町１丁目35―17―102
破産者　園部　和江
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８９７号
東京都昭島市田中町１丁目35―17―102
破産者　張本一夫こと　朴　　善用
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部